



保医発 1028 第 3 号  
令和 4 年 10 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 4 年 10 月 28 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）の一部改正について

別添

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第9部J034-2(2)の次に次を加える。
  - (3) 経胃の栄養摂取が必要な患者に対して在宅などX線装置が活用できない環境下において、経鼻栄養・薬剤投与用チューブの挿入に際して、ファイバー光源の活用によりチューブの先端が胃内にあることを確認する場合にも算定できる。なお、医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(別添参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発 0304 第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>別添1<br/>医科診療報酬点数表に関する事項<br/>第1章 (略)<br/>第2章 特掲診療料<br/>第1部～第8部 (略)<br/>第9部 処置<br/>＜通則＞ (略)<br/>＜処置料＞<br/>J000～034 (略)<br/>J034-2 経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術<br/>(1)～(2) (略)<br/>(3) <u>経胃の栄養摂取が必要な患者に対して在宅などX線装置が活用できない環境下において、経鼻栄養・薬剤投与用チューブの挿入に際して、ファイバー光源の活用によりチューブの先端が胃内にあることを確認する場合にも算定できる。なお、医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u><br/><u>(4)</u> EDチューブを用いて経管栄養を行う場合には、区分番号「J120」鼻腔栄養(1日につき)の所定点数により算定する。<br/><u>(5)</u> 経鼻薬剤投与を行う場合は、レボドパ・カルビドパ水</p> | <p>別添1<br/>医科診療報酬点数表に関する事項<br/>第1章 (略)<br/>第2章 特掲診療料<br/>第1部～第8部 (略)<br/>第9部 処置<br/>＜通則＞ (略)<br/>＜処置料＞<br/>J000～034 (略)<br/>J034-2 経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術<br/>(1)～(2) (略)<br/>(新設)<br/><u>(3)</u> EDチューブを用いて経管栄養を行う場合には、区分番号「J120」鼻腔栄養(1日につき)の所定点数により算定する。<br/><u>(4)</u> 経鼻薬剤投与を行う場合は、レボドパ・カルビドパ水</p> |

和物製剤を投与する目的の場合に限り算定する。なお、  
この場合の画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の  
算定日に限り算定する。

J 0 3 4 - 3 ~ 2 0 1 (略)

第 10 部 (略)

第 3 章 (略)

別添 2 (略)

和物製剤を投与する目的の場合に限り算定する。なお、  
この場合の画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の  
算定日に限り算定する。

J 0 3 4 - 3 ~ 2 0 1 (略)

第 10 部 (略)

第 3 章 (略)

別添 2 (略)